実施	平成28年度

事務事業事後評価表

≪基本情報≫

事務事業の名称【1】	勤労青少年ホーム管理運営事業	所管課【2】	商工政策課
		評価者(担当者)	津川　隆一
総合計画での位置付け【3】	基本目標(章)	④活力とにぎわいのある産業のまちづくり	重点施策【4】
	主要施策(節)	(3)製造業・工業の振興	□該当
	施策区分(市民意識調査結果)	□【A】重点改善領域　□【B】重点維持領域　□【C】観察領域　□【D】維持領域	
実施の根拠(複数回答可)【5】	□市長公約　□新市建設計画【　年度予定　:　金額　千円】 ☑法令、県・市条例等【 勤労青少年福祉法、玉名市勤労青少年ホーム条例 】 □その他の計画【　】　□該当なし		
事業区分【6】	☑ソフト事業　□義務的事業　□建設・整備事業　□施設の維持管理事業 □内部管理事務　□計画等の策定事務		
会計区分【7】	☑一般会計　□特別・企業会計【　】	款 7	項 1　目 5　細目 1

≪事務事業の目的≫

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか)【8】	勤労青少年に対し、各種相談に応じ必要な指導を行なうほか、レクレーションやクラブ活動など労働の余暇に行なわれる活動のために便宜を供与する目的で設置された勤労青少年ホームを適正に維持管理する必要がある。
対象(誰、何に対して)【9】	勤労青少年、市民
意図(どのような状態にしたいのか)【10】	働く青少年が余暇を活用し社会人としての教養や知識を身に付けたり、体力づくりを行う場を提供する。

≪事務事業の概要≫

事業期間【11】	□単年度のみ【　年度】　☑単年度繰返し【 H17　年度から】　□期間限定複数年度【　年度～　年度まで】	
事業主体【12】	□国　□県　☑市　□民間　□その他【　】	
実施方法【13】	□直営　□全部委託　☑一部委託　□補助金等交付　☑その他【 指定管理者制度 】	
事務事業の具体的内容【14】	・勤労青少年ホームの指定管理に関する基本協定に基づき市の負担による修繕を行う。 ・勤労青少年ホームの指定管理に関する基本協定に基づき適正な管理運営を行わせる。	⇒ 事務事業を構成する細事業【15】 ① 勤労青少年ホーム維持管理業務 ② 勤労青少年ホーム指定管理業務 ③ ④ ⑤

≪事務事業実施に係るコスト≫

			H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金 %					
		県支出金 %					
		起債 %					
		受益者負担					
		その他					
		一般財源	12,964	13,482	11,991	11,991	
		【16】小　計	12,964	13,482	11,991	11,991	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	0	0	0	0	
	職員の人件費	職員人工数	0.21	0.21	0.16	0.16	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,424	5,761	5,761	5,761	
		【17】小　計	1,139	1,210	922	922	
合　計			14,103	14,692	12,913	12,913	

≪事務事業の手段と活動指標≫【18】

事務事業を構成する細事業		手段（細事業の具体的内容）	活動指標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	H28計画
①	勤労青少年ホーム維持管理業務	指定管理の基本協定に基づき、市の負担による修繕を行う。	修繕箇所数	箇所	0	1	0	1
②	勤労青少年ホーム指定管理業務	指定管理の基本協定に基づき、管理運営を行わせる。	開館日数	日	245	245	245	245
③								
④								
⑤								

≪事務事業の成果≫【19】

	成果指標（意図の数値化）	計算方法又は説明	単位	H25目標 / H25実績	H26目標 / H26実績	H27目標 / H27実績	H28目標
1	利用者数	勤労青少年ホームの利用延べ人数	人	21,000 / 16,429	21,000 / 18,431	21,000 / 15,901	18,000
2							

≪事務事業の評価≫

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性〈判定〉C	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	☐ 問題あり ☑ 問題なし	勤労青少年の福利厚生施設としての設置目的が薄れつつある。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	☑ 問題あり ☐ 問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	☐ 影響あり ☑ 影響なし	
有効性〈判定〉B	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	☐ 達成 ☑ 未達成	勤労青少年の減少や若者を取り巻く社会・経済環境の変化によるものと考えられる。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	☑ 十分 ☐ 不十分	
効率性〈判定〉B	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	玉名市公共施設適正配置計画により検討を行った結果、青少年利用が半数以下と設置目的と合致しておらず、談話室や軽運動室の利用が主であるため、周辺の類似施設との集約化を引続き検討する必要がある。
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	☑ 余地あり ☐ 余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	

≪今後の方向性と改善≫

今後の方向性【31】	☐ 拡充して継続　☐ 現状のまま継続　☐ 縮小を検討　☐ 休止・廃止を検討 ☑ 細事業の効率化【 ☑ 改善・見直し　☐ 民間活用　☐ 他事業と統合　☐ 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	平成27年9月に「勤労青少年福祉法」の一部が法改正され、今まで青少年ホームは働く青少年が余暇を利用するレクリエーションの場として位置づけがなくなり、各行政機関は職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることが求められるようになった。、国の方針として改正については事業の廃止・休止等を強制するものではないため、勤労青少年ホームの利用者を対象としたアンケートを実施するとともに、他市の状況を踏まえ今後の施設の方向性について検討する必要がある。
昨年からの見直し・改善状況【32】	利用者を対象とした施設アンケートを実施した。

■評価責任者記入欄■

評価責任者（課長）の所見【33】	青少年ホームについては働く青少年が余暇を利用し、知識や教養を身につけるための場として活用されてきたが、少子化に伴う青少年の利用者数は減少傾向にある。今後は法改正に基づき運営の見直しを図るとともに、周辺施設との有効活用は進める必要がある。	評価責任者 上野　伸一